

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えがますます重要になってきている。

大規模な災害が発生し、市街地をはじめインフラが壊滅的な被害を受けた場合、被災市町村は復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って実施しなければならず、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

このため、人口減少や少子高齢化社会等の情勢を踏まえ、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、適切な規模での復興まちづくりの目標や実施方針を事前に検討しておくことは、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な規模で被災地を復興し、より良い復興を実現するために重要な取組である。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国は特別の必要があると認められるときは復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができるとされており、市町村でも、これらに基づき復興計画を策定することができるとされている。

国土交通省では、平成30年7月に地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の策定に焦点をあてた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を策定した。

一方、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和5年7月末時点で着手率が約66%となり、取組は一定程度定着してきていると考えられるが、復興体制や復興手順の検討にとどまっているのが現状である。

被災後に迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害が発生した際のことを想定し、体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要である。

よって、国においては、事前復興まちづくり計画策定に対する防災・安全交付金による財政的支援や、事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する地方公共団体に対する技術的支援を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	宛て
財	務		大	臣	
国	土	交	通	大	臣

福島県議会議長

西山 尚 利